

那霸市教育委員会会議録

令和元年度（2019年度）第3回（定例会）

署名人 比嘉佳代
教育長 田端一正

開催日時 令和元年（2019年）5月9日（木）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時30分

開催場所 那霸市役所11階 1101A・B会議室

出席者

[教育長・教育委員]

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

[事務局職員]

【生涯学習部】

(総務課) 仲程直毅課長、平良美夏副参事、平良俊弥主査、平安真希子主査

(生涯学習課) 平良尚子室長、我那霸生男主任主事

【学校教育部】 奥間朝順部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 佐久田悟課長、石川泰江副参事、奥平美智子指導主事

議事日程 ※日程2は非公開案件に該当。ただし、日程2の会議録は議会への議案提出後に公開。

1 議案第5号 那霸市就学支援委員会委員の委嘱について【学校教育課】

2 議案第6号 那霸市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について

【生涯学習課】

会議録作成（総務課）平安真希子主査

田端教育長 令和元年度第3回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は比嘉委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日は議案が2件あります。まず、議案第5号「那覇市就学支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願ひします。

奥間部長 議案第5号「那覇市就学支援委員会委員の委嘱について」、那覇市就学支援委員会委員を別紙のとおり委嘱する。令和元年5月9日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市就学支援委員会委員の任期満了に伴い、那覇市就学支援委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき委員を委嘱するので、この案を提出します。詳細については、担当から説明をいたします。

田端教育長 石川副参事、お願ひします。

石川副参事 就学支援委員会定員20人いらっしゃいます。そのうち2枚目ですね。1番から17番までは再任ということになります。18番から20番が新たに委嘱をお願いいたします。委員の方達は、学校現場の校長先生、小学校と中学校の先生、医師が2人、臨床心理士1人、後は教諭経験者を委嘱しております。琉球大学大学院准教授の方も新たに委嘱しております。3枚目が任期満了の委員ということで、1番の上江洲委員が中学校校長、2番の浦崎委員が琉大の教授、3番の名嘉委員が元幼稚園教諭でしたけれども、今回、任期満了で就学支援委員のほうを終了いたします。以上でございます。ご審議お願ひいたします。

田端教育長 差し替え資料は、どこになりますか。

石川副参事 1枚目が差し替えで、2枚目の任期満了の委員に関して変更はございません。変わったのは4番喜久山委員の備考欄の所属が療育センターのまま記入しておりましたが、4月1日からこども発達支援センターと変わりましたので、そちらの変更です。

田端教育長 ありがとうございました。それではこの件について、ご質問ご意見がありましたらお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 比嘉委員の方がご専門だと思いますが、2ページの規則がありますよね。その中の第3条に委員会は委員20人以内で組織するということで、20人となっていますよね。この委員会の目的は就学先の判断であるとか、あるいは、障がいの種類や程度等の把握に関する事なので、小中学校53校ありますが、委員20人で大丈夫でしょうか。

田端教育長 どうですか。

石川副参事 そうですね。審議案件も年々増えてはおります。

本仲委員 これ、規則が出来たのが昭和52年1月11日となっているんだけど、昭和52年から平成31年度になっているので、発達障がいであるとか、いわゆる抱えている子ども達はどんどん増えてきているような状況にあって、この20人で本当にできるのかなという感じがしているんですけども。これ即答できなければ、一度検討してもら

いたいんだけど、本当に足りるのかなという感じがするのですが、どうですか。

田端教育長 森田副部長、お願いします。

森田副部長 この就学支援委員会は附属機関になっておりまして、審議会等委員の基準が全庁的にあります。その中で人数とか、この構成委員の内訳等について規定されております。恐らくその20人というのは、その基準によるものかと思われます。

田端教育長 今、本仲委員がおっしゃるように、年々、審議する人数が増えてきている状況なんでしょう。

石川副参事 審議案件は確かに増えています。平成21年が1次審議と2次審議合わせて277件だったのが、平成30年度には533件になっております。10年かけて倍になっているということなので、事務局側で書類の割り振りとかしておりますけれども、厳しい状態です。

本仲委員 書類提出などはタイムリミットがありますよね。そこに間に合わせるためにも、本当にその体制で充分なのかなという感じはしているですが。この辺は検討してもらえないかね。法律に基づくものならば、どうなるのかという感じもするんだけれども。

田端教育長 作業としてはタイトな日程をこなしながらも、中にはハードにという形になっているんじゃないかなと思うんだけれども。

本仲委員 この辺の考え方をもっと納得していく感じで、対応してくれると良いんだけれども。比嘉委員 いつから20人の定員なのかなというところが知りたいと思います。10年で増えてきて、10年位は10人だったのが、今、20人だったら適正だと思うんですが、10年前も20人で、今日も20人だとするならば、倍になっているので、適正ではないかも知れないということで、審議をされたほうが良いわけですね。20人定員がいつからなのか。確認しないとわからないと思います。

本仲委員 実状にあうような形で。

田端教育長 喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 もしかしたら、こここの規則にあります部会の設置とかもあるんですけど、部会の設置で補っているのか、もし、今、部会があるのであれば、その部会がどういう役割を果たしているのかということを教えていただけますか。第8条の方に書いてあります。

田端教育長 石川副参事、どうぞ。

石川副参事 部会に関しましては、実際、規則にはありますけれども、実際には設けていないんですね。そのまま、事務局側で2チームに分かれてやるという形をとっておりますので、それを部会という認識でやっているような状態ではあります。具体的にこれに則って部会を作つてという形ではないですね。

田端教育長 この20人がそのままメンバーで、これ以外にいないという考えで良いんでしょうか。

石川副参事 はい。

喜屋武委員 情報をしっかり整理をして、法律上 20 人で動かせなければ、部会で何か作業部会みたいなものを作るみたいなことをもう 1 回整理をする必要があると思いますね。

本仲委員 実状に合わせた形で対応していくというのは必要ではないかな。

田端教育長 この実状に合わせた組織編成をしておきたいと教育委員会からのお願いがありますので、研究していただくという形でお願いしてよろしいでしょうか。ちなみに、発令と満期が皆同じなので、この 20 人一遍に入れ替わり、令和 3 年には任期満了を迎えるということですね。

石川副参事 はい。

田端教育長 何か、補足説明等はありますか。森田副部長、お願ひします。

森田副部長 先ほど、ご説明いたしました基準というのは、那覇市附属機関の設置及び運営に関する指針というのがあります。その中に附属機関の委員は原則として 20 人以内とする、ただし、法律に定めてある場合等と特別の事情があると認められる場合はこの限りではないという規定があって、それに基づいた 20 人という設定になっていると思います。

本仲委員 これは全てかぶさった人数の配置ですね。ということでやっぱり実状に合わせた形でやったほうが良いと思う。何とか委員会、何とか委員会は 20 人以内とあるわけですよね。

田端教育長 それでは、先ほどの繰り返しになりますけれども、委員としては実状に合わせた形での工夫を行っていただいて、適正な審議ができますようにお願ひしたいということで、お願ひしたいと思います。では、ほかに大丈夫でしょうか。よろしいですか。それでは、ご意見ご質問等がないということですので、議案第 5 号「那覇市就学支援委員会委員の委嘱について」は原案のとおりで決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第 5 号「那覇市就学支援委員会委員の委嘱について」は議決いたしました。

次に、議案第 6 号は議会への提案前の案件であります。そのため非公開とすることが適当であると思われます。なお、会議については非公開で行いますが、この会議の会議録については、那覇市議会への議案を提出後に公開したいと思います。その可否について、委員の議決を諮りたいと思います。議案第 6 号について、非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。異議なしのことですので非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

田端教育長 議案第 6 号「那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」を議題といたします。生涯学習課平良室長、お願ひします。

平良室長

議案第6号「那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定について別紙のとおり市長に申し出る。令和元年5月9日提出。教育長 田端 一正。提案理由那覇市立森の家みんみんに設置する冷房機の利用に係る料金を定め、並びに適正な受益者負担の観点から当該施設の利用区分及び利用料金を見直し、併せて所要の規定の整備を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。それから本日、差し替えの資料の6ページ、受益者負担率のパーセンテージがございますが、こちらの方の端数処理といったしまして、ちょっと数字が合わなかったということで、正しい数字に訂正してお渡ししております。詳しい内容につきましては、担当から説明いたします。

田端教育長 お願いします。

我那覇主任主事 よろしくお願ひします。まず条例の内容について、ご説明いたします。3ページの方をご覧ください。議案第6号の3ページの方です。改正前、改正後ということでお新旧対照表で条例を改正するということになっております。3ページの下の方、別表第2、第9条関係、施設利用料金の一覧表がございます。その一覧表の中で下線が引かれている部分、ちゅう房、左から読み上げます。500円、750円、3,000円、4,500円、それから宿泊室の料金、200円、300円、1,200円、1,800円、こちらの部分も次のページをご覧ください。研修室（大）を、ちゅう房を利用する場合とちゅう房を利用しない場合に分けて、ちゅう房を利用する場合は、700円、1,050円、4,200円、6,300円と改定を予定しています。研修室（大）ちゅう房を利用しない場合については、現行の500円、750円、3,000円、6,500円のままでございます。宿泊室につきましては、220円、330円、1,320円、1,980円と、市内の1時間当たりの利用料金が200円から250円、20円の値上げということになります。それぞれ市外が30円、6時間以上の場合は120円、うち市外の場合は180円の値上げということになります。現行のちゅう房のみの使用が無くなりまして、研修室（大）を、ちゅう房を利用する場合とちゅう房を利用しない場合に分けております。それから備考の欄、4ページの中段、第3項冷房機の利用に係る料金は1台に付き1時間当たり100円とする。4項目利用時間に1時間に満たない端数がある時は、その端数を1時間として計算するというふうに定めております。いずれも、この改定される条例につきましては、経過措置の付則で定めておりまして、3ページの中段の方にございますが、付則第2項、経過措置、改正後の那覇市立森の家みんみん条例の規定は、令和元年10月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によるとしております。

田端教育長 以上ですか。

我那覇主任主事 料金の設定の根拠について、先ほど、差し替えの検討資料ということでお配りし

ていますので、こちらのほうで簡単に説明していきたいなと思っております。まず、検討の経緯は読み上げます。那覇市立森の家みんみんの利用料金の検討にあたっては、本市の「受益者負担の適正化に関する指針」に基づき、指定管理に係る経緯等(消費税率8%から10%に改正されることを勘案する。)から1m²あたりの原価算定を行った。その結果、宿泊料金の受益者負担割合は48.83%、施設利用料金の受益者負担割合は27.97%(宿泊室利用料金)から72.05%(ちゅう房利用料金)と算定された。指針では、施設の性質ごとに原価に対する受益者負担の割合が設定されており、「森の家みんみん」の受益者負担率は30%から70%(第2分類)とされている。別表第2の宿泊室の利用料金は、現行で算定すると受益者負担率が27.97%で、指針に定める受益者負担率の最小値30%を下回るため、適正な宿泊室の料金に改める。なお、ちゅう房と研修室(大)が一体となった施設において、ちゅう房の施設を利用する場合は、必然的に研修室(大)も利用することとなることから、研修室(大)の利用料金を、ちゅう房を利用する場合とちゅう房を利用しない場合に区分して利用料金を改める。最後に、平成31年度から宿泊室に冷房機を設置することから、冷房利用に係る料金を設定する、ということになっております。その下のほうに表がありますが、利用料の検討ということで、指定管理者の決算書から、人件費及び施設維持管理費等を拾いだし1m²あたりの原価を出しました。また、(1)が人件費及び維持管理費の金額で、合計1,360万3,210円となっております。施設の利用可能な床面積が411m²ですので、1m²当たりの原価が3万3,098円、これは年間の金額ですので、1m²あたり1時間の稼働時間に合わせて、9時間の300日で割っていきますと、12.26円、これが基礎の金額となります。それから宿泊料金1人一泊の原価を割りだしてみました。これは1m²当たりの原価、年間の3万3,098円から可能な宿泊人数、それと可能な日にちで割り出した金額が819円ということになります。次のページをご覧ください。この数字から宿泊料金の現行の受益者負担率が一般819円で計算しますので、現行料金400円としますと受益者負担率は48.84%ということになります。中学生以下は那覇市の受益者負担の適正化に関する指針の中では、中学生以下、こども料金は2分の1にするということに定められていますので、宿泊に係る原価、現行料金をその2分の1にしております。同じような形で48.78%ということになります。併せて市外料金は市内料金に差をつけて1.5倍ということで、現行の率で掛けて出しております。次に、施設利用料金ですが、こちらは1時間当たり1m²単価12.26円を基礎としまして、それぞれの施設の面積に掛けまして受益者負担料金というのを出しています。1時間100%、例えば研修室(大)の1,335円、現行1時間500円ですので30.58%、6時間以上の場合は3,000円ということになっています。金額は3,000円ということになっていますので、受益者負担率は30.58%という数字になっています。そ

の中でいちばん右端の宿泊室 58.33m²におきまして現行料金 200 円、受益者負担料金が 715 円、現行の料金と比較しますと 27.97% ということで、その下の②の方で宿泊室 220 円と設定したところ 30.77% ということで、30 から 70 の範囲で適正な価格かなというふうに判断しております。次に、クーラー料金の設定ですが、宿泊室にクーラーを今度設けますと、宿泊室は 18畳の部屋、リーダー室は 8 畠の部屋ということになっていますので、ちょっと冷房能力の違いがあります。電気料金は沖縄電力の従量電灯の電気料金の算定の方法から出しております。それぞれ電気料金が 40.8 円、29.01 円、エアコンの購入予算が 114 万円、償却期間が 6 年として、それぞれ 1 時間当たり 39 円、それを合計しまして、消費税が 8% の場合は 85 円、10% の場合は 87 円、リーダー室がそれぞれ 73 円、75 円というふうに計算されました。今回、宿泊室に設置するクーラーにつきましては、コインタイマー式を考えております。利用者が使いやすいような形で使えるかなということで 100 円硬貨が使えますので、1 時間当たり 100 円というような料金設定でございます。以上です。

田端教育長 ありがとうございます。それでは、この件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。平良委員、どうぞ。

平良委員 宿泊室の冷房の料金ということで新しくなりますけれども、研修室も冷房の場合は、何か、料金は使用料に含まれているのでしょうか。

田端教育長 どうぞ。

我那覇主任主事 現在、森の家みんみんの施設の中には冷房は付いていません。今回、新しく宿泊室に冷房を取り付ける予定にしています。それまでは宿泊する場合、まだ扇風機を回しながら、暑い日はそういう形で対応されていたようですが、やっぱり安全面から窓を開けっぱなしにして寝るというのも不安があるのでないかというのと、宿直の負担が大きいこともありますし、クーラーを設置して宿泊の環境を整えていきたいと考えています。

平良委員 研修室には元々クーラーはないということですね。わかりました。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第 6 号「那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第 6 号「那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は議決いたしました。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。それでは以上をもちまして、令和元年度第 3 回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第 5 号	那覇市就学支援委員会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第 6 号	那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について	原案どおり可決